

改正

平成22年3月26日条例第15号

平成25年3月29日条例第18号

平成30年3月30日条例第19号

令和元年9月27日条例第12号

令和4年6月23日条例第24号

津市都市公園条例

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 都市公園の設置（第2条の2—第2条の4）

第3章 都市公園の管理（第3条—第20条の11）

第4章 雑則（第21条—第26条）

第5章 罰則（第27条—第30条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）及び法に基づく命令に定めるもののほか、都市公園の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置、区域等の変更及び廃止）

第2条 都市公園を設置し、その区域若しくは名称を変更し、又は都市公園を廃止するときは、市長は、当該都市公園の名称、所在地及び区域（廃止する場合を除く。）その他必要と認める事項を公告しなければならない。

第2章 都市公園の設置

（都市公園の配置及び規模に関する技術的基準）

第2条の2 法第3条第1項の条例で定める基準は、次のとおりとする。

- （1）本市の区域内に設置する都市公園の住民1人当たりの敷地面積の標準は、10平方メートル以上とし、市街地に設置する都市公園の当該市街地の住民1人当たりの敷地面積の標準は、5平方メートル以上とする。

(2) 次に掲げる都市公園を設置する場合においては、それぞれの特質に応じて本市における都市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、次に掲げるところによりその配置及び規模を定めるものとする。

ア 主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、0.25ヘクタールを標準として定めること。

イ 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、2ヘクタールを標準として定めること。

ウ 主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、徒歩圏域内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、4ヘクタールを標準として定めること。

エ 主として本市の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする都市公園、主として運動の用に供することを目的とする都市公園及び本市の区域を超える広域の利用に供することを目的とする都市公園で、休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供されるものは、容易に利用することができるように配置し、それぞれその利用目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるようにその敷地面積を定めること。

(3) 主として公害又は災害を防止することを目的とする緩衝地帯としての都市公園、主として風致の享受の用に供することを目的とする都市公園、主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園、主として市街地の中心部における休息又は観賞の用に供することを目的とする都市公園等前号アからエまでに掲げる都市公園以外の都市公園を設置する場合においては、それぞれその設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定めるものとする。

(公園施設の設置基準)

第2条の3 法第4条第1項本文の条例で定める割合は、100分の2とする。

2 都市公園法施行令（昭和31年政令第290号。以下「令」という。）第6条第1項第1号に掲げる場合における法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

- 3 令第6条第1項第2号に掲げる場合における法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の20を限度として第1項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。
- 4 令第6条第1項第3号に掲げる場合における法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前3項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。
- 5 令第6条第1項第4号に掲げる場合における法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の2を限度として前各項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。
- 6 令第8条第1項の条例で定める割合は、100分の50（明合地区東部近隣公園にあつては100分の55、乙部公園にあつては100分の60、高砂公園にあつては100分の65、入江公園にあつては100分の70）とする。

（移動等円滑化のために必要な特定公園施設に関する基準）

第2条の4 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第13条第1項に規定する都市公園移動等円滑化基準は、高齢者、障害者等の移動又は特定公園施設の利用に係る身体負担を軽減することにより、その移動上又は特定公園施設の利用上の利便性及び安全性の向上を図るものとし、規則で定める基準とする。

- 2 災害等のため一時使用する特定公園施設の設置については、前項の規定は、適用しない。

第3章 都市公園の管理

（行為の制限）

第3条 都市公園において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、市長（別に条例で定める教育施設については、津市教育委員会。以下同じ。）の許可を受けなければならない。

- (1) 物品の販売、募金その他これらに類する行為をすること。
 - (2) 業として写真又は映画を撮影すること。
 - (3) 興業を行うこと。
 - (4) 競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して利用すること。
- 2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、行為の期間、行為を行う場所又は公園施設、行為の内容その他市長が定める事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。
 - 3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載し

た申請書を市長に提出してその許可を受けなければならない。

4 市長は、第1項各号に掲げる行為が公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、第1項又は第3項の許可を与えることができる。

5 市長は、第1項又は第3項の許可に都市公園の管理上必要な範囲内で条件を付すことができる。

(許可の特例)

第4条 法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第6条の2第2項の許可を受けた者は、当該許可に係る事項については、前条第1項又は第3項の許可を受けることを要しない。

(行為の禁止)

第5条 都市公園においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項、第3条第1項若しくは第3項又は第6条の2第2項の許可に係るものについては、この限りでない。

- (1) 都市公園を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 竹木その他植物を伐採し、採取し、又は損傷すること。
- (3) 土地の形質を変更すること。
- (4) 鳥獣類又は魚類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (5) はり紙若しくははり札等をし、又は広告を表示すること（本市が行う広告事業に係るものを除く。）。
- (6) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (7) 指定された場所以外の場所に車両を乗り入れ、又は止めおくこと。
- (8) 指定された場所以外の場所にごみその他の汚物を捨てること。
- (9) たき火等の危険のおそれある行為をすること。
- (10) 都市公園をその用途外に使用すること。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、都市公園の管理上支障があると認められる行為をすること。

(利用の禁止又は制限)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、都市公園を保全し、又はその利用者の危険を防止するため、区域を定めてその利用を禁止し、若しくは制限し、又はその他の必要な措置を講ずることができる。

- (1) 都市公園の損壊その他の理由によりその利用が危険であると認められる場合
- (2) 都市公園を損傷するおそれがあると認められる場合
- (3) 都市公園に関する工事等のため必要と認められる場合

(有料公園施設)

第6条の2 別表第1に掲げる公園施設（以下「有料公園施設」という。）の使用は、有料とする。

2 有料公園施設を使用しようとする者は、あらかじめ指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）の許可（以下この条において「使用許可」という。）を受けなければならない。使用許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

3 指定管理者は、都市公園の管理上必要があるときは、使用許可に条件を付することができる。

4 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用許可をしないものとする。

(1) 公の秩序又は風俗を乱すおそれのあるとき。

(2) 施設、設備器具等を損傷し、又は滅失するおそれのあるとき。

(3) その他管理上支障を来すおそれのあるとき。

5 使用許可を受けた者は、有料公園施設の使用に係る料金を当該使用許可の際に納付しなければならない。

6 指定管理者は、都市公園の管理上必要があるときは、使用許可を受けた者その他都市公園を利用する者に対し指示することができる。

(公園施設の設置若しくは管理又は占用の許可の申請書の記載事項)

第7条 法第5条第1項の条例で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 公園施設を設けようとするとき。

ア 設置の目的

イ 設置の期間

ウ 設置の場所

エ 公園施設の構造

オ 公園施設の管理方法

カ 工事実施の方法

キ 工事の着手及び完了の時期

ク 都市公園の復旧方法

ケ その他市長の指示する事項

(2) 公園施設を管理しようとするとき。

ア 管理の目的

イ 管理の期間

ウ 管理する公園施設

エ 管理の方法

オ その他市長の指示する事項

(3) 許可を受けた事項を変更しようとするとき。

ア 変更しようとする事項

イ 変更しようとする理由

ウ その他市長の指示する事項

2 法第6条第2項の条例で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 工作物その他の物件又は施設の管理方法

(2) 工事实施の方法

(3) 工事の着手及び完了の時期

(4) 都市公園の復旧方法

(5) その他市長の指示する事項

(法第6条第3項ただし書の条例で定める軽易な変更)

第8条 法第6条第3項ただし書の条例で定める軽易な変更は、次に掲げるものとする。

(1) 占用物件の模様替えて、当該占用物件の外観又は構造の著しい変更を伴わないもの

(2) 占用物件に対する物件の添加で、当該占用者が当該占用の目的に付随して行うもの

(設計書等)

第9条 公園施設の設置若しくは都市公園の占用の許可を受けようとする者又はそれらの許可を受けた事項の一部を変更しようとする者は、当該許可の申請書に設計書、仕様書及び図面を添付しなければならない。

(使用料)

第10条 法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第3条第1項若しくは第3項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表第2に掲げる使用料を納付しなければならない。

(使用料の徴収方法)

第11条 使用料は、前条に規定する許可の際に納付しなければならない。ただし、当該許可に係る設置、管理、占用又は行為（以下「都市公園の使用」という。）の期間（以下「使用期間」とい

う。)が翌年度以降にわたる場合においては、翌年度以降に係る使用料は、毎年度、当該年度分を4月30日までに納付しなければならない。

(使用料の算定方法)

第12条 使用料の算定は、次に定めるところによる。

- (1) 使用料の額が1年を単位として定められている場合において、その使用期間が1年に満たないときは、都市公園の使用を始める日の属する月からこれを終了する日の属する月までの月数により算定した月割により使用料の額を算定する。この場合において、当該使用料の額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- (2) 前号に定めるもののほか、都市公園の使用が別表第2に定める単位未満であるとき、又は都市公園の使用に当該単位未満の端数があるときは、それぞれ1単位に切り上げて使用料の額を算定する。

(使用料の減免)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

- (1) 国又は地方公共団体が都市公園の使用をする場合で、特別の理由があると認めるとき。
- (2) その他市長が必要と認めるとき。

(使用料の還付)

第14条 既納の使用料は、還付しない。ただし、使用者が自己の責めに帰することができない理由によって都市公園の使用ができなかった場合又は市長において正当、かつ、特別の理由があると認める場合は、使用料の全部又は一部を還付することができる。

(監督処分)

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例の規定による許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは都市公園からの退去を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反している者
- (2) この条例の規定による許可に付した条件に違反している者
- (3) 偽りその他不正な手段によりこの条例の規定による許可を受けた者

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この条例の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

- (1) 都市公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合

- (2) 都市公園の保全又は公衆の都市公園の利用に著しい障害が生じた場合
- (3) 都市公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合
(工作物等を保管した場合の公示事項)

第16条 法第27条第5項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 保管した工作物その他の物件又は施設（以下「工作物等」という。）の名称又は種類、形状及び数量
- (2) 保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を除却した日時
- (3) 当該工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所
- (4) 前3号に掲げるもののほか、保管した工作物等を返還するため必要と認められる事項
(工作物等を保管した場合の公示の方法)

第17条 法第27条第5項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。

- (1) 前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して14日間、市役所の掲示場に掲示すること。
 - (2) 前号の掲示に係る工作物等のうち特に貴重と認められるものについては、同号の掲示の期間が満了しても、なお当該工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者（第20条において「所有者等」という。）の氏名及び住所を知ることができないときは、その掲示の要旨を津市公報に掲載すること。
- 2 市長は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、規則で定める様式による保管工作物等一覧簿を規則で定める場所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させなければならない。

(工作物等の価額の評価の方法)

第18条 法第27条第6項の規定による工作物等の価額の評価は、取引の実例価格、当該工作物等の使用年数、損耗の程度その他当該工作物等の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。
この場合において、市長は、必要があると認めるときは、工作物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(保管した工作物等を売却する場合の手続)

第19条 法第27条第6項の規定による保管した工作物等の売却は、一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に付して行わなければならない。ただし、競争入札に付しても入札者がいない工作物等その他競争入札に付することが適当でないと認められる工作物等については、随意契約により売却することができる。

(工作物等を返還する場合の手続)

第20条 市長は、法第27条第4項の規定により保管した工作物等（法第27条第6項の規定により売却した代金を含む。）を当該工作物等の所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類の提示その他必要な情報の提供を求める方法によってその者が当該工作物等の返還を受けるべき所有者等であることを証明させ、かつ、規則で定める様式による受領書と引換えに返還するものとする。

(指定管理者による管理)

第20条の2 別表第3に掲げる都市公園（以下「指定管理都市公園」という。）の管理は、指定管理者にこれを行わせるものとする。この場合において、指定管理都市公園における第3条第1項及び第3項の許可に係る料金並びに有料公園施設の使用に係る料金（以下「利用料金」と総称する。）は、指定管理者の収入として収受させるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第20条の3 指定管理者は、次に掲げる業務（法第5条第1項の許可を受けた者が管理する公園施設に係るものを除く。）を行うものとする。

- (1) 指定管理都市公園の運営に関する業務
- (2) 指定管理都市公園に係る第3条第1項及び第3項の許可に関する業務
- (3) 指定管理都市公園に係る有料公園施設の使用の許可に関する業務
- (4) 指定管理都市公園の維持管理に関する業務
- (5) その他市長が必要と認める業務

(指定管理者が行う管理の基準)

第20条の4 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他市長の定めるところに従い指定管理都市公園の管理を行わなければならない。

(指定管理者の指定の申請)

第20条の5 指定管理者の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別に定める申請書に次に掲げる書類を添えて、当該指定について市長に申請しなければならない。

- (1) 指定管理都市公園の管理に係る事業計画書
- (2) 指定管理都市公園の管理に係る収支計画書
- (3) 申請者の経営状況を説明する書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

(指定管理者の指定)

第20条の6 市長は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準によって当該申請の内容を総合的に審査した上、指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定しなければならない。

- (1) 指定管理都市公園の運営に関し、住民の平等利用を確保することができる者であること。
- (2) 指定管理都市公園の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減を図ることができる者であること。
- (3) 指定管理都市公園の管理を適確に遂行するに足りる物的能力及び人的能力を有している者であること。

(事業報告書の作成及び提出)

第20条の7 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

- (1) 指定管理都市公園の管理業務の実施状況及び利用状況
- (2) 利用料金の収入の実績
- (3) 指定管理都市公園の管理に係る経費の収支状況
- (4) その他市長が必要と認める事項

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、年度の中途において第20条の9第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に前項の事業報告書を提出しなければならない。

(業務報告の聴取等)

第20条の8 市長は、指定管理都市公園の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し、定期に若しくは必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第20条の9 市長は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により、指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、本市は、その責めを負わない。

(指定管理者の原状回復の義務)

第20条の10 指定管理者は、その指定の期間が終了したとき、又は前条第1項の規定により指定を

取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設、設備器具等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(指定管理者に管理を行わせる場合における規定の適用)

第20条の11 第20条の2の規定により指定管理者に指定管理都市公園の管理を行わせる場合における当該管理に係る第3条、第6条、第10条、第11条、第13条から第15条まで、第21条及び第23条並びに別表第2の規定の適用については、第3条第1項中「市長」とあるのは「指定管理者」と、同条第2項中「市長に」とあるのは「指定管理者に」と、同条第3項から第5項まで及び第6条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第10条の見出し中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条中「法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第3条第1項若しくは第3項」とあるのは「第3条第1項又は第3項」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と、第11条（見出しを含む。）中「使用料」とあるのは「利用料金」と、第13条の見出し中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条中「市長は」とあるのは「指定管理者は」と、「使用料」とあるのは「第20条の2に規定する利用料金（次条において「利用料金」という。）」と、同条第2号中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第14条の見出し中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条中「使用料は」とあるのは「利用料金は」と、同条ただし書中「使用者」とあるのは「使用者（第6条の2第2項の許可を受けた者を含む。以下同じ。）」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と、第15条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第21条中「市長」とあるのは「市長（第7号に該当する場合にあっては、指定管理者）」と、第23条第1項中「市長」とあるのは「指定管理者」と、別表第2中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「都市公園に」とあるのは「指定管理都市公園に」とする。

第4章 雑則

(届出)

第21条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該行為をした者は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 法第5条第1項又は第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者が、公園施設の設置又は都市公園の占用に係る工事を完了したとき。
- (2) 前号に掲げる者が、公園施設の設置若しくは管理又は都市公園の占用を廃止したとき。
- (3) 第1号に掲げる者が、法第10条第1項の規定により都市公園を原状に回復したとき。

- (4) 法第26条第2項又は第4項の規定によりこれらの規定に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。
- (5) 法第27条第1項若しくは第2項の規定により同条第1項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。
- (6) 都市公園を構成する土地物件について所有権を移転し、又は抵当権を設定し、若しくは移転したとき。
- (7) 第15条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。

(権利譲渡等の禁止)

第22条 使用者は、都市公園の使用に係る権利を譲渡し、転貸し、又は担保に供してはならない。

(損害の帰属)

第23条 使用者が第15条第1項の規定に基づく市長の監督処分を受けた場合において、使用者に損害が生じても、本市は、その責めを負わない。

- 2 使用者が都市公園内において盗難又は第三者により損害を受けることがあっても、本市は、その責めを負わない。

(損害賠償)

第24条 使用者その他都市公園を利用する者が、故意又は過失により都市公園内の土地、建物、施設、動物又は物品を滅失し、損傷し、又は殺傷したときは、市長が定める相当額の損害賠償をしなければならない。

(公園予定地及び予定公園施設についての準用)

第25条 第2条の3から第6条まで、第7条から第20条まで及び第21条の規定は、法第33条第4項に規定する公園予定区域又は予定公園施設について準用する。

(委任)

第26条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 罰則

第27条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第3条第1項又は第3項（第25条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定に違反して同条第1項各号に掲げる行為をした者
- (2) 第5条（第25条において準用する場合を含む。）の規定に違反して同条各号に掲げる行為をした者

(3) 第15条第1項又は第2項(第25条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定
による市長の命令に違反した者

第28条 詐欺その他の不正の行為により使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に
相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過
料に処する。

第29条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の
業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するのほか、その法人又は人に対して
各本条の過料を科する。

第30条 法第5条の11の規定により市長に代わってその権限を行う者は、この章の規定の適用につ
いては、市長とみなす。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に合併前の津市都市公園条例(昭和37年津市条例第40号)、久居市都市公園
条例(昭和51年久居市条例第9号)、安濃町都市公園条例(平成6年安濃町条例第11号)、香良
洲町都市公園条例(昭和36年香良洲町条例第1号)又は香良洲町小公園設置条例(昭和55年香良
洲町条例第16号)(以下これらを「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続
その他の行為は、この条例中にこれに相当する規定がある場合には、それぞれこの条例の相当規
定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

3 この条例の施行の際現に都市公園について法第5条第1項又は法第6条第1項若しくは第3項
の許可を受けている者の当該許可に係る使用料については、当該許可の期間が満了するまでの間、
なお合併前の条例の例による。

4 この条例の施行の際現に合併前の条例等の規定により都市公園における第3条第1項各号に掲
げる行為の許可を受けている者の当該許可に係る使用料については、当該許可の期間が満了する
までの間、なお合併前の条例の例による。

5 この条例の施行前に合併前の久居市都市公園条例又は安濃町都市公園条例の規定によりなされ
た公園施設又は有料公園施設の利用の許可(この条例の施行の日以後の当該公園施設又は有料公
園施設の利用の許可に限る。)及び当該許可に係る使用料については、なお従前の例による。

6 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成22年 3 月26日条例第15号）

この条例は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成25年 3 月29日条例第18号）

この条例は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成30年 3 月30日条例第19号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年 9 月27日条例第12号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（津市都市公園条例の一部改正に伴う経過措置）

- 57 第56条の規定による改正後の津市都市公園条例別表の規定は、施行日以後に行われる使用許可に係る使用料について適用し、施行日前に行われた使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 3 項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前に改正前の津市都市公園条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれ改正後の津市都市公園条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

（準備行為）

- 3 指定管理者の指定その他の必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

別表第 1（第6条の2関係）

公園の名称	公園施設の名称
中勢グリーンパーク	バーベキュー場、ドッグラン、芝そりゲレンデ

別表第 2（第10条、第12条関係）

区分	単位	使用料	備考
公園施設を設置する場合	1 平方メートル につき 1 年	600円	

公園施設を管理する場合		1 平方メートル につき 1 年	630円	
都市公園 を占有す る場合	変圧塔、鉄塔その他これらに類するもの を設置する場合	1 基、1 平方メ ートルにつき 1 年	660円	
	電柱、支線、支柱を設置する場合	1 本につき 1 年	1,200円	
	標柱その他これらに類するものを設 置する場合	1 本につき 1 月	60円	
	架空線、地下埋設物等を設置する場合	1 メートルにつ き 1 年	66円	
	仮設工作物を設置する場合	1 平方メートル につき 1 日	10円	
	郵便差出箱及び信書便差出箱	1 基、1 年	690円	
	公衆電話所	1 基、1 年	1,600円	
	その他の占有物件	1 平方メートル につき 1 日	10円	
都市公園 において 行為をす る場合	物品の販売、募金その他これらに類す る行為をする場合	1 平方メートル につき 1 日	20円	
	業として行う写真撮影	写真機 1 台につ き 1 日	200円	
	業として行う映画の撮影	1 日	1,040円	
	興行を行う場合	1 平方メートル につき 1 日	20円	
	競技会、展示会、博覧会、集会その他 これらに類する催しを行う場合	1 件につき 1 日	520円	

別表第 3（第20条の2関係）

公園の名称	位置
中勢グリーンパーク	津市あのとつ台五丁目 7 5 7 番地 1